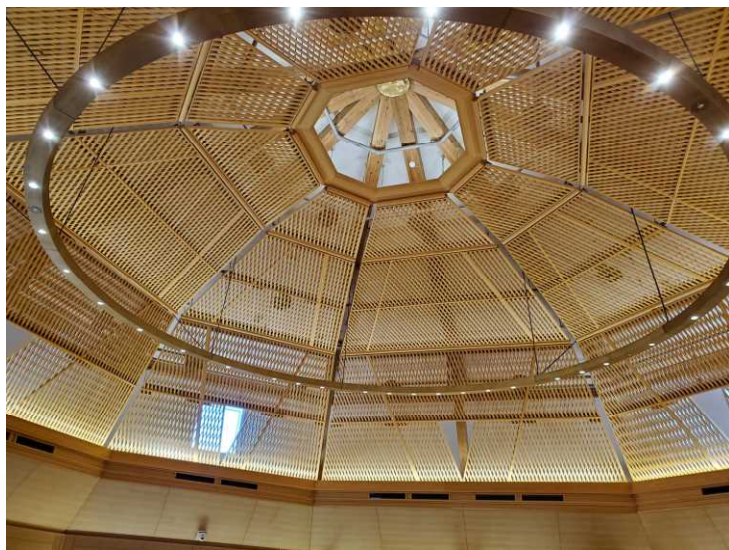




本町面積の83%を占める森林を活用した京丹波町庁舎は、令和3年11月1日に開庁。

使用された京丹波町産木材は、製材量として約800m³ (96%)。

木材利用推進中央協議会の令和4年度木材利用優良施設等コンクールにおいて「農林水産大臣賞」を受賞。

「地域計画策定～目標地図の素案づくり」への挑戦!

～おしよせる課題は、委員と事務局の連携でクリアしていこう!～



京丹波町食のキャラクター
味夢(あじむ)くん

京丹波町メモ①

- 総面積 303.09km²
(東京23区の半分の面積)
- 人口 12,832人
- 世帯数 6,136世帯
(令和5年7月1日現在)
- 高齢化率 44.42%

京丹波町メモ②

- 総農家数 1,000戸
- 農業就業者数 1,784人
- 耕地面積 1,580ha
- 気候 内陸性気候
(冬は日本海側気候の特徴)



京丹波町

京丹波町農業委員会
事務局長 永武幸子

① 京丹波町の概要

明治22年の町村制施行時の9つの村が変遷を重ね、平成17年10月11日に丹波町・瑞穂町・和知町が合併し、京丹波町が誕生しました。

京都府のほぼ中央部にあたる丹波高原の由良川水系上流部に位置し、東は南丹市に、西は福知山市に、北は綾部市に、南は南丹市および兵庫県篠山市に接しています。

丹波高原にあって、長老ヶ岳(917m)のほか標高400mから600mの山々に囲まれ、南側の山地は分水嶺の一部を成しています。

古くから都と丹後・山陰地方を結ぶ交通の要衝として栄え、現在も京都縦貫自動車道(京都丹波道路)やJR山陰本線をはじめ、国道9号、27号、173号などが交わり、京阪神など大都市圏へ1時間台で移動できるなど、交通環境に恵まれた地域です。

町内には、塩谷古墳などの歴史的史跡や建造物も多く、最近では「映画のまち」として『本能寺ホテル』や『無限の住人』、『あの日のオルガン』など映画のロケ地としても活用されています。



② 京丹波町農業委員会の組織構成

◆農業委員 19名

(任期;令和3年2月11日～令和6年2月10日)

農地部会(10名)・農政部会(9名)・広報部会(兼務6名)

※地区連絡会にも所属

丹波地区連絡会(8名)・瑞穂地区連絡会(7名)・
和知地区連絡会(4名)

◆農地利用最適化推進委員 22名

(任期;令和3年2月18日～令和6年2月10日)

丹波地区連絡会(9名)・瑞穂地区連絡会(7名)・
和知地区連絡会(6名)

◆事務局 3名(事務局長・局長補佐・会計年度任用職員)



③ 最近の情勢と農業委員会の対応

令和3年6月 農地法の運用の一部改正と徹底にかかる通知

- ①遊休農地調査の見直し(遊休農地調査と荒廃農地調査の併合)
Ⅰ号遊休農地を荒廃状況に応じて区分(緑区分・黄区分)
Ⅰ号遊休農地(農地法第32条第Ⅰ項第Ⅰ号の再生利用が可能な荒廃農地)について
更に農地の荒れ具合に応じて区分一筆毎に詳細なデータを把握
- ②利用意向調査等の実施時期の前倒し
- ③利用状況調査の結果(遊休農地の区分等)、利用意向調査の結果及び解消状況等の
遊休農地の動態、裁定や非農地判断の状況等を筆毎に把握
→農地全筆調査(農地把握)の徹底と年度内非農地判断の実施
- ④遊休農地調査と荒廃農地調査の統合 など
- ⑤地区連絡会(旧町単位)の定例化・・・「京力農場プランの実質化」に向けたサポート
- ⑥総会審議の時間短縮(コロナ感染症拡大防止対応)と最適化推進会議の導入

令和4年2月 「新たな農地利用最適化」ガイドラインの発出

3月 ガイドライン・基盤法等改正案説明会参加

- ①農業委員会による最適化活動目標の設定
成果目標・活動目標・・・地区別・個人別
- ②活動記録簿(新様式)提出の徹底とまとめ(集計) →委員活動の見える化
- ③活動の点検・評価の実施(4月～5月)
- ④公表(毎年6月末期限)・関係機関への報告
- ⑤最適化推進会議開催の定例化(毎月1回実施)・・・活動記録簿の振返りとテーマを決めて情報共有
- ⑥地区連絡会(細分化の提案)・・・部会の確立
- ⑦守るべき農地の確定(地域計画)に向けた非農地判断の徹底・・・農地部会を主管とし、全委員が活動

「農業委員・農地利用最適化推進委員と事務局間の
相互理解と連携・協力体制の構築が最重点(一緒に
達成しよう)!!」

令和5年4月 基盤法・農地法・農委法等一部改正施行

- ①地域計画 目標地図の素案づくり・・・農業委員会の役割;基盤法に法定化
- ②3条農地取得要件・・・下限面積の撤廃・地域計画との適合判断
- ③委員報酬の適正化
- ④活動記録簿の提出状況報告と記録簿手引き2の配布・・・最適化推進会議
- ⑤個人評価表の配布と地区別評価の実施(意見交換)・・・最適化推進会議
- ⑥令和5年度農地利用最適化の目標設定(承認)・・・最適化推進会議

④ 目標達成に向けたポイント

「事務局が理解できないことは、委員は更に理解できない！」

～関係機関と十分調整、
最少人数の事務局が委員さんと作るやりやすい形～



関係機関

京丹波町

- ①事前準備・進め方等打ち合わせ
- ②方向性の確認(町・委員会それぞれの役割と工程等の調整)
＝委員会に求める成果物の確認
- ③委員要望への対応(町への対応)
- ④委員配布資料と情報全般の共有

連携・調整
サポート

京都府

制度や資料、考え方等の提供
質問・要望等への回答
情報共有(ブロック会議等参加)
＝推進チームとしてのサポート

サポート

京都府農業会議

制度や資料、考え方、事例の提供
京都府下進行状況等の提供
情報共有(ブロック会議等の開催)
現地推進役の派遣

サポート

事務局

(1) 徹底理解に努力する
質問には答えられる知識習得と
情報収集が基本!
…関連法、到達点の確認
関係機関との事前調整は必須
会長・代理と方向性の確認

(2) 委員負担の軽減が第1!
「いつまでに何をするか」
やるべきことを明確に
委員意見は、極力反映

(3) 京丹波町版資料の作成
手に取って見てみようと思える
資料(要点を簡潔に!)
考え方と具体例で委員が共通
認識を図れるもの

(4) 広い守備範囲でサポート
⇒委員要望には、原則対応
共通認識は、変更なし

農業委員・推進委員

(1) 理解を深めよう!!
研修会や最適化会議に参加
地区担当の委員間で情報共有
地域の関係者等に協力依頼

(2) とにかくやってみよう!!
不満や意見・質問・要望何でも
事務局まで
→改善を重ねて、やりやすい形を
一緒につくろう!

(3) 悩んだら事務局へGo!
何とかしてくれるのが事務局
→言葉にしたら解決策が!

(4) 普段から気軽に事務局
へGo!
役場へ来たら事務局へ
→担当地区の現状を共有
→新しい情報を気軽にゲット

⑤ 京力農場プランから地域計画へ～目標地図素案づくり始動～!

その1 令和4年度 ～準備期間～



農業委員会事務局+京都府農業会議【現地推進役】

- 農地全筆調査と非農地判断の徹底依頼
- 地域計画と目標地図の素案づくり法令化の周知徹底
 - 1) 総会、最適化推進会議
京力農場プラン(人・農地プラン)→地域計画
目標地図の素案づくり…農業委員会の業務として法令化
 - 2) 現状把握の地図づくりの依頼(各担当地区)
年代別・作付別(他・畑)等

委員活動【農業委員+農地利用最適化推進委員】

- 農地全筆調査と非農地判断の実施
- 地域計画と目標地図の素案づくり法令化の周知徹底
 - 1) 地区連絡会開催(旧町単位3地区)の定例化
地区連絡会部会組織の発足…現地推進役のサポート
 - 2) 現状把握の地図づくりの作成(各担当地区)

その2 令和5年 4・5月

4月1日 基盤法等関係法令の一部改正施行

京都府+京都府農業会議

- 「地域計画策定・実現の手引き」作成・配布(100頁を超える関係法令を含む手引書:京都府下の全委員と事務局員、町担当部局)

5月8日「地域計画策定・実現の手引き」説明(委員対象)

京都府農業会議【現地推進役】+農業委員会事務局

- 最適化推進会議での説明会…意見交換、方向・委員要望等協議

～19日「第1期 地域計画策定に向けた委員活動の手引き」作成

農業委員会事務局

5月24日「地域計画にかかる調整会議」

京丹波町+農業委員会事務局+京都府農業会議【現地推進役】

- 「地域計画説明会」開催協議(参集範囲や資料内容ほか)と委員に求める目標地図等のかたちを委員会資料により確認

その3 令和5年 6月

6月6日「第1期 地域計画策定に向けた委員活動の手引き」

説明(委員対象)…6頁～10頁参照

農業委員会事務局+京都府農業会議【現地推進役】

- 最適化推進会議での説明会…委員要望に対する解答、町との調整事項、工程表の再確認、「地域計画説明会」(7月開催)への出席依頼、意見交換
- 「地域計画説明会」(7月開催)…委員意見・要望等
現況地図(集落ごと)作成のための白地図、色鉛筆、(必要事項が書き込める)農地一覧表等の配布 町の役割・委員会の役割の明確化



その4 令和5年 7月

7月3・4・7日「地域計画説明会」開催

京丹波町+農業委員会事務局+京都府【推進チーム】+京都府農業会議【現地推進役】

- 旧町地区ごと3か所で開催(丹波・瑞穂・和知)
- 参集範囲 区長(自治会)、農事組合長、中山間や多面の役員関係者、農業委員、農地利用最適化推進委員
- 内 容 1) 地域計画の概要、2) 目標地図の作成、3) 委員改選、4) 質疑応答、5) 計画地域〈ブロック〉ごとの話し合い

◎効果的ポイント

参集者は地域性を重視

- …計画地域ごとにキーマンが異なるため
- ＝地図作成の詳細説明は、委員が行うことにより協力体制が強化
- 最初にやるべきことを具体的にしたこと(いつまでに何をするのか)
- ＝現況地図(耕作者と意向一覧表)の作成
- …白地図(色鉛筆)と一覧表の同時配布により視覚的にも訴えることで理解が得られた

計画地域ごとの集まる時間を重要視

- ＝計画範囲により初顔合わせの人も話合う機会づくり



⑥現在の委員活動あれこれ

農地利用状況調査に奔走

～遊休農地と非農地判断対象地の確認(全筆調査)開始～

期 間(7月7日～8月6日)

- 現況地図作成に向けて、農地の状況把握
耕作者、意向確認等…農家組合長、中山間等の役員と連携も
細目書との比較や後継者等の情報収集=守るべき農地の確定
- 不明農地等の確認
事務局との連携…公図や登記事項証明書による確認

現況地図の作成(サポート)

～京丹波町地域計画(10計画)策定に向けて、
現況地図の色塗り開始～

期 間(9月末目標:最終期限12月末)

- 集落ごとの白地図依頼(拡大地図作成)
- 区長、農家組合長等と連携
区長が中心、農家組合長が中心、農業委員会委員が中心と体制は様々

地域計画ごとに委員や役員が集結の報告



三ノ宮地区



梅田地区



下和知地区

地域計画に向けて、それぞれの地域で委員が連携し、現況地図の作成を開始。
地域農業の未来設計図作成に奔走。
今期委員の任期は、令和6年2月10日。

現況地図の提出はじまる!

～担当地区の現況地図と一覧表完成～



⑦参考資料

「第1期 地域計画策定」に向けた委員活動の手引き

～担当地区の目標地図素案を作成しよう！～ 京丹波町農業委員会

全体イメージ【第1期(初年度)令和5年4月～令和7年3月】

- ①農林振興課 地域計画説明会…対象者:区長、農家組合長、農業委員、推進委員(7月上旬)
- ②現況地図(=話し合い資料)の作成…耕作者名+今後の意向を反映
- ③②で作成した現況地図を基に地域で農業の将来像について話し合い
- ④③での話し合いを反映した目標地図素案の作成
- ⑤地域計画の策定
- ⑥農地中間管理事業の活用等目標地図の達成に向けスタート



()内は集落・小区等の数

①工程表（目標）を確認しよう！

～農業委員・推進委員が連携し担当地区の状況から目標を立てよう～



目標地図素案づくりに向けた工程目標

		2022(令和4)年度	2023(令和5)年度				2024(令和6)年度			
		～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
地域計画画	①担当地区現況把握調査 農地状況（耕作・作付け） 所有者（年代・意向） 耕作者（年代・意向） 関係者（団体）等確認									
	②現況地図の作成（事例） 耕作者年代別色分け 所有者意向別色分け 守るべき農地の色分け									
	③素案作成に向けた協議 話し合い等									
	④目標地図の素案作成 （10年後担い手別色分け） （10年後守るべき農地等）									
	⑤地域計画策定に向けた 協議・話し合い等									
	④地域計画の策定									
委員会行事等	農地利用状況調査			7・8月				7・8月		
	農地利用意向調査（遊休）				10月				10月	
	委員研修・現地調査				10～11月				11月	
	非農地判断				11月				11月	
	委員改選（継続又は交替）					2月				

R5.3.7最適化会議で全委員確認

京丹波町農業委員会事務局

②現況地図（＝話し合い資料）の作成をしよう！ ～耕作者名と今後の意向（意向確認）を地図におとそう～



ア. 農地利用状況調査を活用

- (1) 農地の利用状況を把握し、守るべき農地を確認しよう
- (2) 耕作者を確認しよう
- (3) できれば耕作者の意向も確認しよう

- ・地域計画に入れるべき農地かどうか
＝非農地判断対象地の確認
＝遊休農地の確認
- ・農家組合長や中山間の役員さんなどにも確認できればベスト。
＝細目書との比較
＝中山間や多面の対象農地で非農地判断が必要な農地がないか
- ・周辺農地への影響の有無

第1期は、下地づくり
今後修正は可能であり、必須です。
まずは、できる範囲で作成しよう！

★地域で話し合うための資料づくりは、
地域の農地を知る農業委員・推進委員にしかできません。



イ. 現況地図をつくろう (1)

【京丹波町作成ポイント】

(1) 現況地図作成の必須事項（原則）

①耕作者名

②耕作者の意向

「当初の目標地図」の素案づくりに必要な
事項を最優先

★「地域計画策定・実現の手引き」には、全ての情報をおとした地図が例として掲載されています。情報は、数が多いほど便利ですが、例えば作付け作物は、毎年変わる可能性も高く必ず掲載が必要でしょうか？

★50歳代でも80歳代でも耕作継続意向であれば目標地図も白塗り（＝検討中）する必要はありません。

★耕作者がない土地で守るべき農地の場合は所有者名と所有者意向が確認できれば記載ください。

(2) 必須事項としないアンケート調査

★アンケート調査の様式も示されていますが、京力農場プラン実質化の際に実施いただいている地区や農地利用の意向確認ができれば、今後必要に応じた実施でOK！

また、農業者個人のアンケートは、次年度以降、農業委員会のシステムで作成できるようになる予定です。

ウ. 現況地図をつくろう (2)

【京丹波町作成ポイント】

(1) 作成白地図の配布は、7月6日

- ★農地地図システムに昨年の非農地判断が反映する次期が6月であるため
- ★現在大きさも検討中

(2) 耕作者名の一覧表を作成しよう …4頁記載例参照

(3) 配布地図の農地1筆ごとに耕作者と意向をおとしていこう …4頁記載例参照

この現況地図の仕上げまでが、現委員任期内の目標となります。

地域計画の進行状況ですが、地区により様々というのが現状です。

地域の農業者が地域の現状と課題を把握し、将来についての話し合いを行うのが地域計画です。（第1期最終期限：令和7年3月）

活動記録簿と同じで、本来、補助金や交付金のために策定するものではありません。工程表にこだわらず、地域の状況に合わせて進めてください。

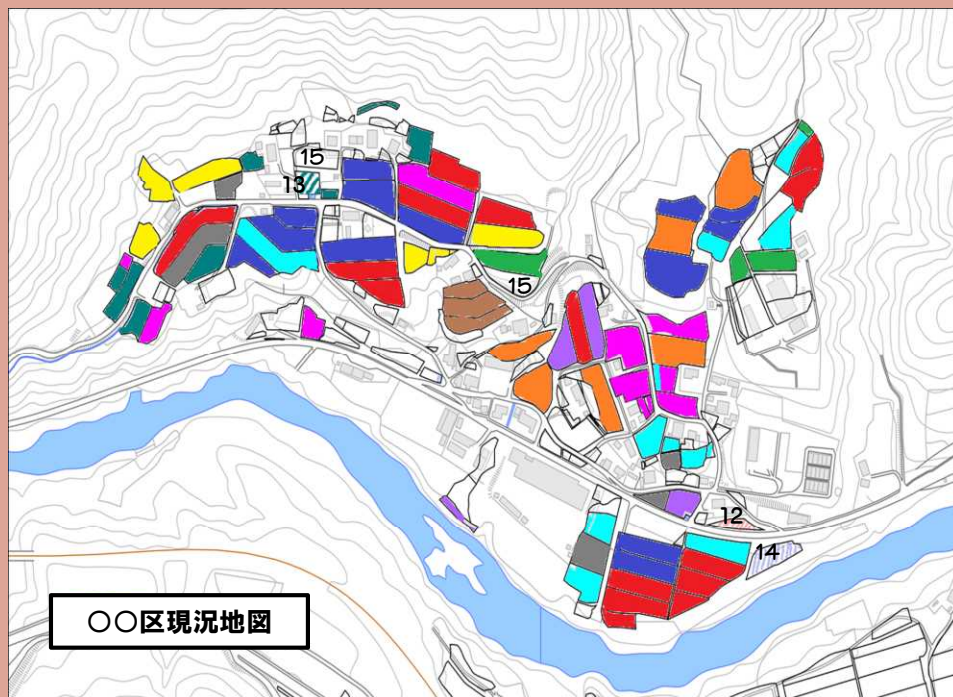
③「耕作者名一覧表」と「現況地図」記載例

※耕作者名は、全て仮名です

耕作者名一覧 (○○区)		
番号	色	耕作者名 意向(委員メモ)
1	赤	(法)京力農園 ◎ (地区内農地希望)
2	青	(法)プランの里 ○
3	緑	京丹波 一郎 △ (●●3筆)
4	黄	瑞穂 よしお ○
5	茶	和知 みどり × (91歳、売りたい)
6	紫	農地 ほうき ×
7	橙	山川 スミ子 ○ (80歳)
8	水青	田畑 まもる ○
9	緑	大地 二郎 ○
10	紫	咲田 はな △
11	灰	京波 一男 ○
12	斜線	和 こうさく ○
13	斜線	耕作者ない所有者不明
14	斜線	都 いくお × (区外所有者)
15	斜線	風 みずほ ◎ (新規就農者)

意向確認表示

◎	経営拡大意向
○	当面現状維持＝耕作意向
△	経営縮小
×	経営廃止意向＝後継者・担い手なし



「耕作者名一覧表」と「現況地図」の記載例です。

★実際には、耕作者名が数十名から百名を超える地区もあると思います。べた塗りや斜線で着色しても色数が足りないことが予測されますが、地図作成の目的は、地域等での話し合いの資料です。現状が確認できればOKです。

＝色でなく耕作者番号で記載いただくことも可能です。

★地図の精度は、順次(見直しのたびに) 高まるもの、判らない場所は後々の区内等の話で決定すればOKです。

★第1期(初年度)は、とりあえず、やってみましょう!



④目標地図の素案をつくろう！

～現況地図を活用して地域で農業の将来像について話し合い、目標地図の素案をつくろう～

A. 目標地図に表示すべきこと 2つを達成しよう

(1) 将来も農地として守るべき範囲

- ★現況地図(地域の全体像を確認)
- ★中山間・多面の対象農地
- ★細目書や利用状況調査結果
- ★保全管理、獣害や水害の実態など

資料を活用した話し合いを実施

- 地域内または地域外の誰かが農地として継続的に利用できる農地
- 将来どの範囲まで守ることができるのか(守りたいのか)

(2) 農地1筆ごとの(将来の)利用者 ＝誰が農地を使うか

- ★現況地図の活用(耕作者等の意向を確認)
- ★状況に応じてアンケートの実施や意向確認

B. 目標地図の素案を作成しよう

(1) 白地図の守るべき農地1筆ごとに、将来の賃借意向や後継者の有無等を確認しながら、地域の農業者で地域の農業の在り方を話し合って決めていく。

＝A(2)の利用者を色や記号で地図に表していきます。

- ★完成したら、③で作成した「現況地図」と比較してみよう！

- ★完成した目標地図は、見直しの際の指標にもなります。

(2) 農業に限らず、状況の変化は、どこでもまた誰にでも起こりうること。

＝目標地図は、見直し(＝修正)が可能であり必要でもあります。

地域の農業者が「できればこの方向を目指したい」と思うことを話し合い、地図に表すことで、関係者の共通認識や合意形成ができます。



C. 地域計画の策定と実現

(1) 地域計画に示すこと

- 区域の状況
- 地域の現状と課題
- 農業の将来の在り方
- 農地の効率的・総合的な利用方針
担い手への農地集積・集団化の目標
- 目標達成のための必要な措置
- 地域内の目標地図に位置づける農業者など

(2) 農地中間管理事業の活用

- 地域計画が目指す多様な経営体(担い手農家、兼業農家、新規就農者、受託を受けて農作業を行う者など)が対象
- ★地域計画の策定後は、目標地図の方向・地域計画実現(＝地域の合意)のための利用権設定へ移行
→農業経営基盤強化促進法
＝農地中間管理機構を通じた利用権設定
- ★農地中間管理機構(京都府から指定された公的機関)が関わる安心・安全な農地の貸借ができます。
- ★契約期間が完了した時点で、契約は失効
＝農地は所有者に戻ります